

船舶事故調査報告書

令和2年2月5日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

| | |
|--|--|
| 事故種類 | 衝突 |
| 発生日時 | 令和元年7月27日 08時35分ごろ |
| 発生場所 | 長崎県対馬市品木島北東方沖 <small>しなぎ</small> <small>じょうどの</small> 尉殿埼灯台から真方位160° 1,170m付近 （概位 北緯34°38.1′ 東経129°29.7′） |
| 事故の概要 | 漁船豊徳丸は、北北東進中、漁船生漁丸は、漂泊中、両船が衝突した。 生漁丸は、船長が負傷し、右舷部外板の破損等を生じ、また、豊徳丸は、右舷船首部外板に擦過痕を生じた。 |
| 事故調査の経過 | 令和元年8月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | A 漁船 豊徳丸、4.8トン NS3-83787（漁船登録番号）、個人所有 10.84m (Lr) × 2.27m × 0.84m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和53年11月14日 B 漁船 生漁丸、0.5トン NS3-87577（漁船登録番号）、個人所有 5.54m (Lr) × 1.61m × 0.60m、FRP ガソリン機関、18.3kW、昭和63年4月5日 第290-61502号（船舶検査済票の番号） |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長A 男性 70歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年11月21日 免許証交付日 平成27年8月25日 （令和3年3月27日まで有効） B 船長B 男性 79歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年3月7日 免許証交付日 平成26年8月26日 （令和2年6月20日まで有効） |
| 死傷者等 | A なし |

| | |
|-------|---|
| | B 軽傷 1人（船長B） |
| 損傷 | A 右舷船首部外板に擦過痕 B 右舷部外板及び防舷材に破損、船首部のかんぬきに破損、右舷側のハンドレールに曲損 |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 南西、風速 約2.3m/s、視界 良好 海象：波高 約0.3m、潮汐 下げ潮の中央期 |
| 事故の経過 | <p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、氷を積み込む目的で、令和元年7月27日08時00分ごろ対馬市比田勝港に向けて同市舟志湾奥の係留場所を出発し、船長Aが対馬市観音埼付近にある船着場に着けた後、約10ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵により舟志湾を航行した。</p> <p>船長Aは、GPSプロッターを作動させ、操舵室で立って操船に当たり、対馬市津和原湾東南東方沖で左転して尉殿埼東方沖を目指して船首を北北東に向けたとき、船首方を見て他船を見掛けなかったため、前路に他船はいないと思い、約13knに増速した。</p> <p>船長Aは、品木島北東方沖を船首が浮上して船首死角が生じた状態で航行を続け、08時35分ごろ流木に当たったような衝撃を受け、主機を中立運転としたところ、右舷方至近にB船を認め、A船とB船とが衝突したことを知った。</p> <p>船長Aは、B船に接近したところ、出血している船長Bを認め、家族を経由して海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>A船は、B船が離れたので、舟志湾奥の係留場所に帰航した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、一本釣り漁を行う目的で、05時00分ごろ品木島北東方沖の漁場に向けて唐舟志漁港の係留場所を出航した。</p> <p>B船は、漁場に到着して船外機を停止し、シーアンカーを船首部から投入した後、船首を南方に向けた状態で漂流し、船長Bが右舷船尾部にある操縦席に船首方を向いて座って、漁を開始した。</p> <p>船長Bは、その後、潮上りを1回行い、漁を続けたとき、左舷後方約10mに1隻、更にその左舷後方約10mに1隻の僚船が漁を行っているのを認めた。</p> <p>船長Bは、品木島北東方沖において、右舷船首方約100m以上からB船に向かって直進するA船を認め、ふだん漂流中のB船を航行中の他船が避けていたので、A船がB船をいずれ避けて通過していくと思って、A船の様子を見ていた。</p> <p>B船は、船長Bが、B船に向かって直進を続けているA船を見て衝突の危険を感じ、A船が約10mに接近したときに針路を右に変えたように見えたので、船外機を後進としてA船を避けようとしたものの、A船の右舷船首部とB船の船首部のかんぬきの右舷端部が衝突した。</p> |

| | |
|---|--|
| | <p>B船は、A船の右舷船首部がかんぬきから離れ、次にA船の右舷船首部がB船の右舷及び船長Bの右肩等にも接触してから離れたものの、A船との接触で右舷側に傾斜して右舷縁を越えて甲板上に海水が流れ込み、船体が元の状態に戻ると滞留した海水が放水口から排水された。</p> <p>船長Bは、右腕から出血していることに気付き、付近にいた僚船がシーアンカーを揚収してくれたので、自力で航行して唐舟志漁港に帰港し、自ら病院に行って受診したところ、右側頭部打撲傷、右肩関節打撲傷、右上腕血種及び右上腕擦過創と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 B船、写真3 B船の損傷状況 参照)</p> |
| <p>その他の事項</p> | <p>船長Aは、ふだん、約11kn以上に増速すると船首が浮上し、正船首左右舷方それぞれ約12°の範囲に死角を生じるので、約5～10分に1回程度は船首を左右約20°に振ったり、減速したりして船首方を見るようにしていた。</p> <p>船長Aは、本事故時、船首浮上により死角が生じた後、死角外に他船を見掛けなかったため、周囲に他船はいないと思った。</p> <p>船長Aは、B船及び付近にいた僚船2隻もA船の船首方の死角に入っていたのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長Aは、氷を積んで係留場所に戻ったら、18時ごろ出発するつもりで操業の準備をしようと思い、急いでいた。</p> <p>B船は、和船型で、汽笛等の音響設備がなく、甲板上の船首側に全周灯を備え付けたマストがあり、甲板上からの全周灯までの高さが約1.6mであって、中央部における水面から舷縁までの高さが約0.45mであった。</p> <p>船長Bは、漁を行っている間、唐舟志漁港から出てきた漁船がB船の沖側を通過するのを認めた。</p> <p>船長A及び船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p> |
| <p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p> | <p>A あり、B あり</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、品木島北東方沖を北北東進中、船長Aが、船首浮上による死角が生じた状態で、周囲に他船はいないと思って航行を続けたことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、増速する前に船首方に他船を見掛けなかったこと及び船首浮上により死角が生じた後も死角外に他船を見掛けなかったことから、周囲に他船はいないと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、品木島北東方沖で漂泊中、船長Bが、B船に向かって接近</p> |

| | |
|--------------|--|
| | <p>するA船の動静を見ていたものの、いずれA船がB船を避けて通過していくと思ひ、衝突を避けるための措置をとるのが遅れたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、本事故発生場所付近では、ふだん漂泊中のB船を航行中の他船が避けており、また、唐舟志漁港から出てきた漁船がB船の沖側を通過するのを認めたので、A船もB船を避けて通過していくと思つたものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、品木島北東方沖において、A船が北北東進中、B船が漂泊中、船長Aが、船首浮上による死角が生じた状態で、周囲に他船はいないと思つて航行を続けたため、前路で漂泊中のB船に気付かず、また、船長Bが、B船に向かって接近するA船の動静を見ていたものの、いずれA船がB船を避けて通過していくと思ひ、衝突を避けるための措置をとるのが遅れたため、両船が衝突したものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>船長Bは、本事故後、船首部のマストの上方に認識されやすい目印として旗を掲げる対策を講じた。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船首浮上により死角が生じた場合、死角の範囲内に他の船舶が存在している可能性があるため、船首を左右に振ったりして死角を補う見張りを行ったり、船首が浮上しない速力で航行したりすること。 ・ 漂泊中に接近する他船を認めたときは、他船が避けてくれると思わず、余裕のある時機に移動して衝突を避けるための措置をとること。 |

付図1 事故発生経過概略図

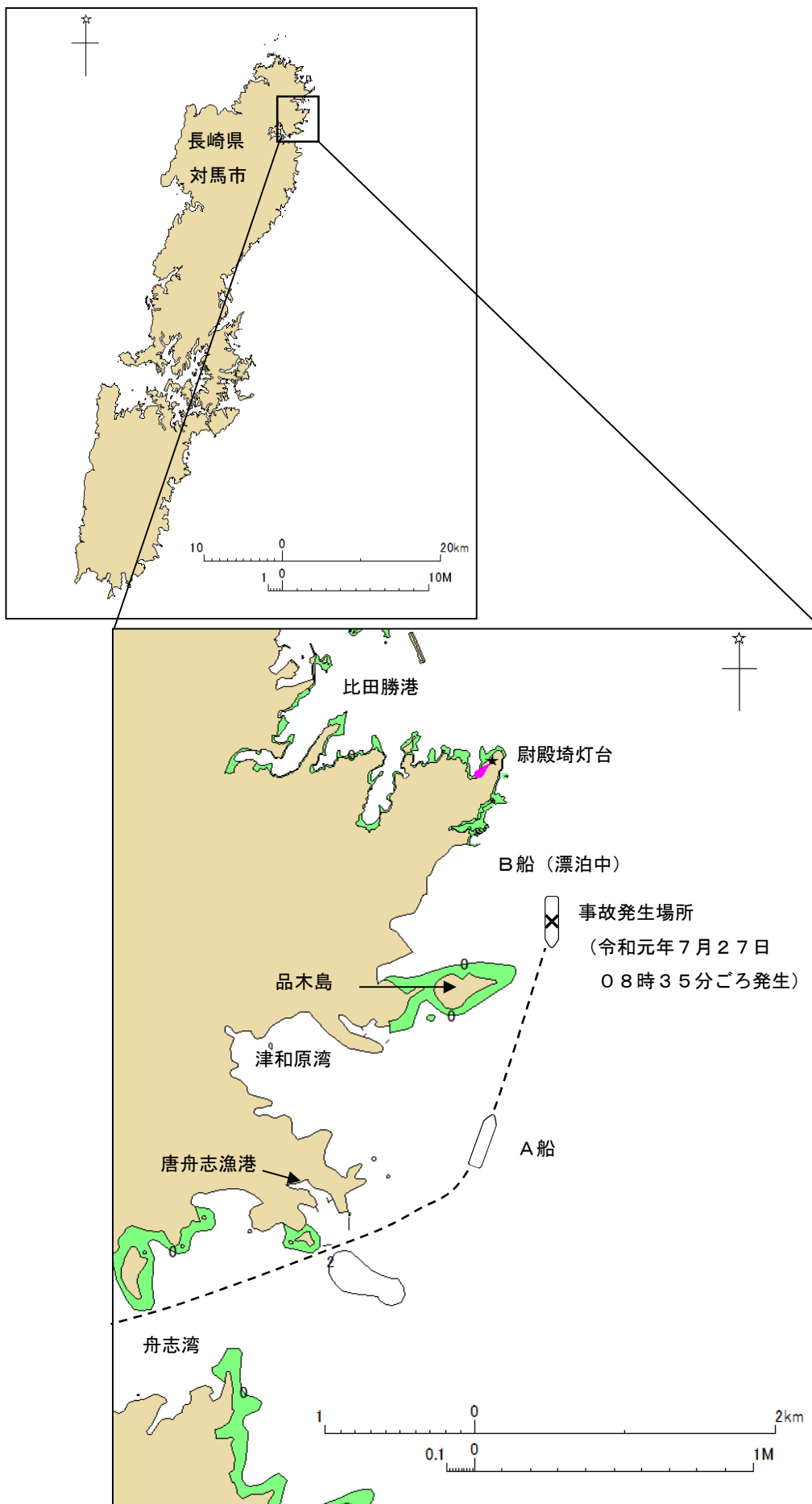
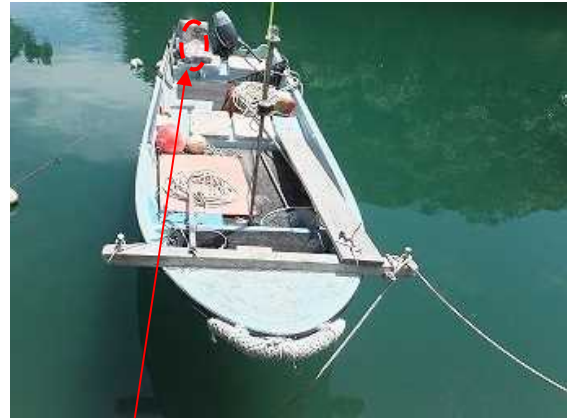


写真1 A船



写真2 B船



船長Bが座っていた場所

写真3 B船の損傷状況

